

財務諸表監査における立証プロセスについて — SAS 31号を中心として—

阿 部 一 人

1. はじめに

財務諸表監査において、監査人の目的は、財務諸表が企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているかどうかについての意見を表明することにある。そのため監査人は、財務諸表の適正性について表明する監査意見の合理的な基礎⁽¹⁾となるような監査証拠を収集・評価しなければならない。監査人が収集・評価する監査証拠は、基本的命題「財務諸表は企業の財政状態および経営成績を適正に表示している」について、その意見形成に影響を及ぼす資料あるいは事実である。また、監査証拠は、監査人が監査技術を選択・適用して入手したものである。しかし、この基本的な要証命題は、財務諸表が多く複雑な構成要素の集合であるために、監査証拠によって財務諸表全体としての適正性について直接的に立証することができない。そこでこの基本的な要証命題に対して、財務諸表を構成する諸要素の内容を立証可能なものに具体化する必要がある。それは、監査証拠によって直接的に立証可能な具体的な要証命題（監査要点⁽²⁾）すなわち財務諸表項目ごとの監査要点が設定される。そして、立証可能な監査要点に対して監査技術を選択・適用して監査証拠を入手する。これを累積することによって、最終的には財務諸表全体としての適正性という基本的な要証命題が証拠づけられることになり、財務諸表の適正性に関する意見が

表明されることになる。

本稿では、アメリカ公認会計士協会の監査基準書第31号「証拠資料⁽³⁾」において、どのようにして財務諸表における会計上の主張が識別され、監査要点と関連づけられているか、また、利用される証拠資料と監査技術の内容を考察することにする。なお、SAS31号において、監査人が収集・評価する証拠資料は「財務諸表における主張に関する証拠資料」である。

2. 財務諸表上の主張とその性質

AICPA は、SAS31号「証拠資料」(Evidential Matter) のなかで、財務諸表の構成要素の主張の分類とその性質を明らかにしている。主張 (Assertions⁽⁴⁾) とは、財務諸表の構成要素として具体的に表現されている経営者による表現であり、次のような 5 つの広い範疇を識別している。

- 実在性または発生 (Existence or occurrence)
- 總羅性 (Completeness)
- 権利および義務 (Rights and obligations)
- 評価あるいは配分 (Valuation or allocation)
- 表示および開示 (Presentation and disclosure)

上記 5 つの財務諸表上の主張の性質とその具体例は、次のように示されている⁽⁵⁾。

(1) 実在性または発生

[性質] 実在性または発生についての主張は、企業の資産あるいは負債が一定の期日に実在したか否か、および記録されている取引が一定の期間に発生したか否かに関するものである。

[例示] 経営者は、貸借対照表における棚卸製品が売却可能なものとして実在しているという主張である。また、経営者は、損益計算書における売上高が得意先との間で財貨と現金ないし他の対価と交換が生じたことを表示したものであるという主

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

張である。

(2) 綱羅性

[性質] 綱羅性についての主張は、財務諸表に表示されるべきすべての取引および勘定が、そのとおりに含まれているか否かに関するものである。

[例示] 経営者は、すべての財貨および用役の購入が記録され、財務諸表に含まれているという主張である。また、経営者は、貸借対照表における支払手形が企業のすべての債務を綱羅しているという主張である。

(3) 権利および義務

[性質] 権利および義務についての主張は、資産が一定時点における企業の権利であり、負債が一定時点において企業の負う義務であるか否かに関するものである。

[例示] 経営者は、貸借対照表において資産化されたリースの金額がリースされた資産についての企業の権利の原価を表示していること、またそれに対応するリースの負債は企業の負う義務を表示しているという主張である。

(4) 評価または配分

[性質] 評価または配分についての主張は、資産・負債・収益および費用などの構成要素が適切な金額で財務諸表に含まれているか否かに関するものである。

[例示] 経営者は、財産が歴史的原価で記録されており、その原価は適切な会計期間に秩序正しく配分されているという主張である。また、経営者は、貸借対照表に含まれている売掛金が正味実現可能価額で表示されているという主張である。

(5) 表示および開示

[性質] 表示および開示についての主張は、財務諸表の特定の構成

要素が適切に分類、記述および開示されているか否かに関するものである。

[例示] 経営者は、貸借対照表における長期負債として区分された債務が一年以内には支払期日が到来しないということを主張している。また、経営者は、損益計算書における特別項目として表示された金額が適切に区分され、記述されているということを主張している。

監査人は、これらの財務諸表における経営者の主張について、その適否を批判的に検討することになる。

3. 財務諸表上の主張と監査要点

監査人は財務諸表上の主張を立証するために監査技術を選択・適用して監査証拠を収集しなければならない。そのためには、財務諸表上の主張の態様に応じて特定の監査要点 (Audit Objectives) が設定され、さらにその監査要点を立証するための手続を設定しなければならないとされている⁽⁶⁾。また、監査要点と監査手続は、必ずしも 1 対 1 の関係にある必要はなく、ある監査手続が複数の監査要点と関連することもあるれば、1 つの監査要点の立証に複数の監査手続の組み合わせが必要になることもある。また、設定した監査要点を立証するために実証性テストを選択する際に、監査人は内部会計統制の信頼性の程度、財務諸表に重大な影響を及ぼすかもしれない誤謬や不正の相対的危険性およびそのような実証性テストの有効性と効率性について検討しなければならない⁽⁷⁾。さらに、特定の監査業務で適用される監査手続の性質、実施時期および範囲は、特定の状況のもとで監査人の職業的専門家としての判断により決定される問題であるとしている⁽⁸⁾。SAS31号は、このような財務諸表上の主張に関する特定の監査要点と監査人が設定する監査要点を立証するための実証性テストの選択について、製造会社の棚卸資産をとり上げて、つぎのように例示している⁽⁹⁾。

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

財務諸表上の主張	監査要点の例示	実証性テストの例示
(1) 実在性または発生	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 貸借対照表上の棚卸資産は物理的に存在している。 ◦ 棚卸資産は正常な営業過程で販売または使用のために保有される項目である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 実地棚卸に立会を実施する。 ◦ 企業の外部に保管されている棚卸資産について確認書入手する。 ◦ 貸借対照表日と実地棚卸日との間の取引を検証する。 ◦ 繙続記録簿、製造記録ならびに仕入帳を検証し、最近の動きを調査する。 ◦ 棚卸資産が最近の販売カタログや決算日後の売上、出荷報告書に計上されているかどうかを検討する。 ◦ 特別の製品の性能を確かめるために専門家を利用する。
(2) 綱羅性	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 棚卸資産の数量は、手許にあるすべての製品、原材料ならびに貯蔵品を含んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 実地棚卸に立会を実施する。 ◦ 棚卸資産残高と最近の仕入、製造ならびに販売量との関係について分析する。 ◦ 売上および仕入の期間帰属の妥当性を検証する。

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

(3) 権利および義務	<ul style="list-style-type: none">◦ 棚卸資産の数量は、会社が所有し、外部に保管されているかまたは輸送中であるすべての製品、原材料ならびに貯蔵品を含んでいる。◦ 棚卸表の作成が正確に行われ、その合計は適切に棚卸資産勘定に含まれている。◦ 企業は棚卸資産に対して法律上の所有権あるいは類似の権利を有している。	<ul style="list-style-type: none">◦ 企業の外部に保管されている棚卸資産について確認書入手する。◦ 棚卸資産残高と最近の仕入、製造ならびに販売量との関係について分析する。◦ 売上および仕入の期間帰属の妥当性を検証する。◦ 実地棚卸の立会の場合に行ったテストカウントの数量を棚卸表に突き合わせる。◦ 実地棚卸数量を記録するために使用された棚札や数量明細書の集計を検討する。◦ 棚卸表の計算の正確性を検証する。◦ 実地棚卸数量を継続記録簿ならびに総勘定元帳と調整し、重要な差異について調査する。◦ 実地棚卸に立会を実施する。◦ 企業の外部に保管されている棚卸資産に対して確認書入手する。
-------------	--	--

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

(4) 評価あるいは配分	<ul style="list-style-type: none">◦ 得意先に請求書を発行している項目および他の者によって所有されている項目を棚卸資産から除外する。◦ 棚卸資産は取得原価によって適切に記載されている。（時価が取得原価より低い場合を除く）◦ 棚卸資産に含まれている売れ行きの遅い商品、過剰な商品、仕損品ならびに陳腐化した商品は適切に識別されている。	<ul style="list-style-type: none">◦ 支払済みの請求書、委託契約書ならびにその他の契約書を調査する。◦ 支払済みの請求書、委託契約書ならびにその他の契約書類を調査する。◦ 売上および仕入の期間帰属の妥当性を検証する。◦ 支払済みの請求書を調査する。◦ 直接労務費率を検討する。◦ 標準製造間接費率を調査する。◦ 購入価格の差異ならびに製造原価差額の分析を検討する。◦ 棚卸資産回転率を調査する。◦ 業界の実績や趨勢を検討する。◦ 棚卸資産残高と予想売上数量の関係を分析検討する。◦ 工場を視察する。◦ 製造ならびに販売部門の担当者に過剰な商品ならびに陳腐化した商品の有無を
--------------	--	--

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 棚卸資産は、適切な場合には再調達価額または正味実現可能価額に減額されている。 	質問する。
(5) 表示および開示	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 棚卸資産は、貸借対照表の流動資産の部に適切に分類されている。 ◦ 棚卸資産の分類ならびにそれらの評価の基礎が財務諸表に適切に開示されている。 ◦ 担保に供されている棚卸資産ならびに委託品は適切に開示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 最近の時価を入手する。 ◦ 最近の製造原価を検討する。 ◦ 決算日後の売上ならびに未決済の仕入契約を調査する。 ◦ 財務諸表の草案を閲覧する。 ◦ 財務諸表の草案を閲覧する。 ◦ 財務諸表上の開示項目と一般に認められた会計原則の要求する項目とを照合する。 ◦ 借入契約にもとづいて担保に供されている資産について確認書を入手する。

上記の製造業の棚卸資産についての例示は、監査要点を設定し、実証性テストを立案する場合に、財務諸表上の主張の利用方法を示している。しかし、この実証性テストの例は、すべてを包括的に例示したものではなく、これらのすべてが監査において実施されるということでもないという。

このように、SAS31号は、主張から手続へ結びつけるために監査要点という概念を設定し、財務諸表上の主張から監査要点へ、さらに実証性手続という一連の立証プロセスを示している。このプロセスにあって、監査人

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

の仕事は、広い範疇の主張から設定される監査要点を立証するために証拠を収集し評価することである。

4. 財務諸表上の主張と監査証拠の評価

SAS31号では、財務諸表監査における監査証拠は、財務諸表のもとになる基礎的会計資料と監査人によって入手可能な確証的情報(corroborating information)という2つから構成されている。

基礎的会計資料とは、原始記入帳簿、総勘定元帳ならびに補助元帳、関連する会計規程および原価配賦・計算・調整を立証する計算表のような非公式な覚書的な記録であり、これらがすべて財務諸表を支える証拠となる。

確証的情報とは、小切手、送り状、契約書、会議の議事録などの文書的資料、当該関係者からの確認書および陳述書、監査人が質問・立会・実査・物理的検査を通じて入手された情報、さらに監査人によって展開されるかあるいは入手された情報で監査人がそれにもとづいて正当な根拠のある立証によって結論に至るものである。⁽¹⁰⁾

監査人は、基礎的会計資料について、分析および検討を行い、会計処理とそれに関する精算表や配賦表の作成手続の順序を遡って調査し、再計算を行い、さらに会計情報の関連する種類に応じた処理の首尾一貫性の検討である。そして、適切に計画され注意深く維持された会計記録の組織において、財務諸表が財政状態と経営成績および財政状態変動表を一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示していることについて、このような検証手続によって発見することができる説得力のある証拠となる内部の完全性(internal integrity)および相互関連性(interrelationship)が存在する。また、確証的証拠(corroborative evidence)については、勘定への記入および財務諸表における主張を支持する適切な文書的資料は、通常、会社のファイルに保管され、検査のために監査人が利用可能である。会社の組織の内部および外部には、監査人が直接質問できる精通者が存在

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

する。物理的に実在している資産については、監査人によって実査することが可能である。会社の役職者の活動は、観察することができる。監査人が観察したある状態、たとえば内部統制の状態にもとづいて、監査人は財務諸表における種々の主張の妥当性についての結論を導くことができる。

このように、SAS31号における監査証拠は、会計システムにおける諸過程と諸手続の段階において作り出される基礎的会計資料と、この基礎的会計資料をその裏づけとして確証する確証的証拠から構成されている。この点について、財務諸表を基本的に立証するものは、財務諸表の作成過程において存在する基礎的会計資料であるので監査構造において基本的支柱を形成するものである。しかし、この基礎的会計資料の立証には弱点が存在するので、他の方向からこの立証を支持し補強するいま一つの支柱として確証的証拠による立証が必要となる。この確証的証拠は、監査人が独自に入手し、作成するものである。このような監査証拠の分類においては、二つの支柱によって監査構造が意図されているという考え方がある⁽¹¹⁾。

さて、監査人は、証拠資料を評価する場合に、特定の監査要点が達成されているかどうかを考慮しなければならない。監査意見を形成する場合に、監査人は、財務諸表における主張を肯定するか否定するかにかかわらず、関連する証拠の適切性を考慮しなければならない⁽¹²⁾。たとえば、棚卸資産の数量が監査要点の場合には、棚卸資産の数量を計算する検査による証拠は適切に関連しているが、それは棚卸資産がすべて被監査会社によって所有されているかどうかを決定するのに適合していないということになる。監査証拠の評価は、SAS31号では、証拠の適格性 (competence) と十分性 (sufficiency) による。証拠が適格であるためには、その証拠の質的性質においてその証拠の根拠が確実で妥当なものでなければならない。そして、監査上の証拠資料の妥当性に関する仮定として、①証拠資料が企業外部の独立したところから入手された場合は、単に企業内部において入手されたものに比べて、独立監査人による監査目的のため、その信頼性につ

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

いてより大きな確証が得られる（証拠の源泉）、⑥会計資料と財務諸表とが満足な内部会計統制のもとで作成された場合には、不満足な内部会計統制のもとで作られた場合よりも、それらの信頼性についてより大きな確証がある（内部統制との関係）、⑦独立監査人が、実査・立会・計算・検査を行うことによって直接入手した個人的知識は、間接的に入手した情報に比べて説得力が大きい（証拠の監査人に対する直接性）、ことの3つをあげている⁽¹³⁾。

独立監査人の目的は、監査意見を形成する場合に合理的な基礎となる適格にして十分な証拠資料を入手することである。監査証拠の十分性は、証拠の量的側面に関連している。監査意見の裏づけとなるために必要な監査証拠の量と種類は、監査人が特定の場合においてその状況の注意深い調査の後に職業的専門家としての判断を働かせて決定すべき問題である。多くの場合、監査人は、確信的な証拠よりもむしろ説得力ある証拠に依存することが必要となる。財務諸表における個々の主張および財務諸表が全体として一般に認められた会計原則に準拠して財政状態、経営成績および財政状態の変動を表示しているという総合的命題はいずれも、経験のある監査人でさえも検査される財務諸表のすべての面について、全く疑問の余地はないと確信することがほとんどないような性質を有している⁽¹⁴⁾。

また、証拠の十分性を評価するには、経済性の制約に関連する。それは、監査人の意見が経済的に有用であるためには合理的な時間内に合理的な費用をもって形成されなければならない。監査人は一定の時間と費用の範囲内において入手可能な監査証拠が、意見の表明を立証するのに十分なものであるか否かについて、職業的専門家としての判断を行使して決定しなければならない。さらに、一つの指針として、証拠を収集する費用と入手された情報の有用性との間に合理的な関係がなければならない。証拠の有用性を判定するために、相対的危険性が考慮される。ある特定項目をテストするための困難性や費用の問題は、それだけではテストを省略するための

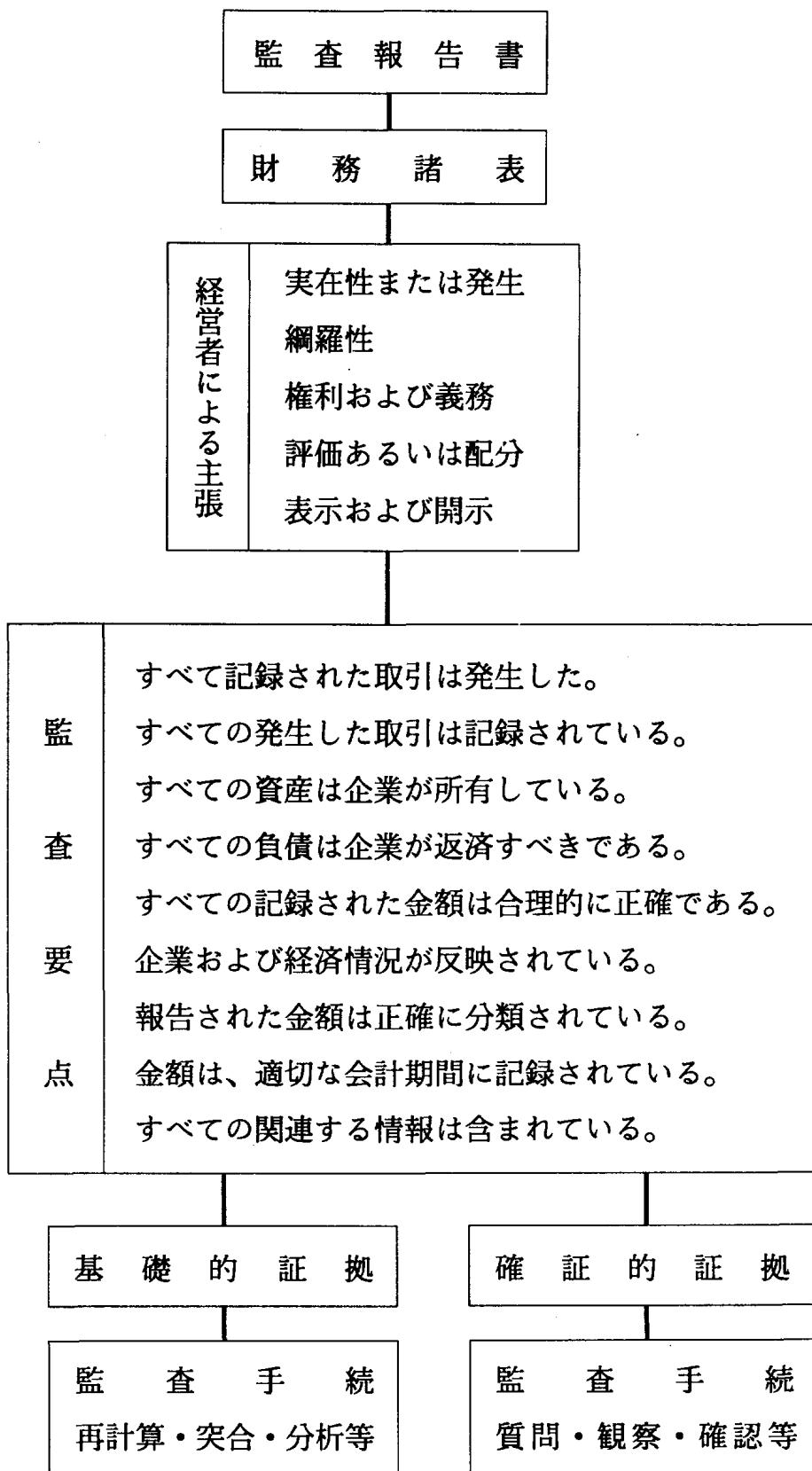
財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

正当な根拠ではない⁽¹⁵⁾。すなわち、監査人は、費用対便益の関係に対する意思決定が必要とされることになる。したがって、すべて疑問の余地のない確信が得られるに十分な証拠の量を入手することは、財務諸表監査における監査手続が試査を前提とすること。また、要証命題には会計上の判断・見積等が介入することにより、不可能である。そこで、監査において必要な証拠の量は、要証命題の性質により、また証拠収集の時間的制約や経済性などにより、確信的よりもむしろ説得的な量で十分であるとなざるをえない。

このように、財務諸表監査における立証プロセスは、財務諸表を構成する諸項目に示されている諸主張（例えば実在性、綱羅性など）について、特定の監査要点（例えば貸借対照表上の棚卸資産は物理的に存在している）を設定し、その立証可能な監査要点に対して監査技術を選択・適用して、適格にして十分な監査証拠を収集・評価することからなる。そして、適格にして十分な監査証拠を累積し、総合的に判断することによって財務諸表の適正性に関する全体的意見を形成するに足る合理的基礎を得る。このようにして得られた合理的な基礎にもとづいて、監査人は、監査意見を表明することになる。すなわち、財務諸表監査において、監査人は「財務諸表が企業の財政状態および経営成績を適正に表示している」という監査意見が表明される。

おわりに、SAS31号において、経営者による主張と監査要点と監査手続との全体的な関係を図示しよう⁽¹⁶⁾。

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)



財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

注

- (1) ここに「合理的な基礎」とは、監査要点を立証するために入手した合理的な証拠、すなわち「十分にして適格な証拠 (sufficient competent evidential matter) を総合して財務諸表の適正性に関する全体的意見を形成するに足る監査人の合理的な結論である。一般に、証拠の適格性は、証拠の質的評価であり、証拠の十分性は、証拠の量的評価であるとされている。
- (2) 監査要点とは、監査人が十分な監査証拠をもって立証しなければならない命題、すなわち要証命題のそとであり、アメリカ公認会計士協会の監査基準書（AU Section 326.09～12）にいう「Objectives」であって、監査目標、立証命題、要証命題等いろいろに邦訳されてきたとされている。（脇田良一・中島敬雄稿「改訂監査実施準則の解説」JICPAジャーナル、No.440、1992年3月P17）しかし、SAS31号で言及されている Audit Objectives と監査実施準則における監査要点とは、その内容において、そのレベルを異にしている。
American Institute of Certified Public Accountants, Statement on Auditing Standards No.31, Evidential Matter, August 1980,
- (3) AICPA, SAS No.31, Evidential Matter, August, 1980.
- (4) 財務諸表における主張とは、SAS31号によれば、財務諸表の構成要素（たとえば、貸借対照表における売掛金や買掛金、資本金のような残高、さらに損益計算書における売上高や売上原価などの計上額という多くのものから形成されている）において表現されている経営者の陳述であると定義している。また、この財務諸表における経営者の主張を立証するための要証命題として、いくつかの監査要点（Audit Objectives）の例が、経営者の主張から演繹されている。監査人は、この監査要点の立証を通じて経営者の主張の適正性に関する監査証拠を収集することになる。
- (5) AICPA, SAS No.31 Para 3～8
- (6) Ibid., Para 9～12
- (7) 財務諸表監査において、内部統制の評価問題は、監査意見における監査上の意思決定に関連する中心問題である。特に近年、監査の有効性および効率性の観点から伝統的な監査意見形成の構造に新しい思考が導入され、新構造が定着しようとしている。SAS55号では、財務諸表上の主張について、内部統制構造、統制リスクの評価および監査証拠入手することとの間を結びつけている。そこには、SAS31号における財務諸表上の「主張」と、SAS 47号における「監査リスク」概念を、SAS55号の「財務諸表監査における内部統制構造の考慮」に組み込んで監査基準書間の思考方法の首尾一貫性を確保しようという考え方があつられる。
拙稿「財務諸表監査における内部統制構造」『駒沢大学北海道教養部論集』8号 平成5年10月参照
- (8) しかし、監査人によって設定された監査要点を立証するための十分な監査

財務諸表監査における立証プロセスについて－SAS 31号を中心として－(阿部)

手続が適用されなければならず、また財務諸表の構成要素に具体的に示された個々の主張の正当性についての結論を得るために、監査人は十分な証拠を入手しなければならない。さらに、監査人が内部会計統制におく信頼性と監査人が設定した実証テストに対する依存との結合によって、監査人は自らの監査意見に対し合理的な基礎を与えなければならないとされる。

SAS No.31, Para 12.

(9) Ibid., Appendix.

(10) Ibid., Para 14~15

(11) 森実稿「監査証拠論と監査構造論」『会計』第111巻第1号、昭和52年1月、参照

(12) SAS No.31, Para 22

(13) Ibid., Para 18

(14) Ibid., Para 19

(15) Ibid., Para 20~21

(16) Carmichael D. R and Marlin Benis, Auditing Standards and Procedures Manual, Wiley 1992.

AICPA, Professional Standards, Vol. 1, AU sec. 326. 4.